

エアコンディショナーの 対象範囲について（案）

令和元年12月18日

資源エネルギー庁

1. 現行規制における対象範囲

- 現行のトップランナー制度では家庭用のエアコンディショナー（以下「エアコン」という）のうち、冷房能力が28kWを超えるもの、水冷式のもの、ウインド形および冷房専用のもの、電気以外のエネルギーを暖房の熱源とするもの、高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム、ソーラー専用のもの、床暖房又は給湯の機能を有するものを除いている。
- 「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的考え方について」（総合資源エネルギー調査会第10回省エネルギー基準部会資料より抜粋）

対象範囲の考え方について

原則1. 対象範囲は、一般的な構造、用途、使用形態を勘案して定めるものとし、①特殊な用途に使用される機種、②技術的な測定方法、評価方法が確立していない機種であり、目標基準を定めること自体が困難である機種、③市場での使用割合が極度に小さい機種等は対象範囲から除外する。

2. 適用除外

- 現行の適用除外のものについては、エアコン全体の総消費電力量に占める割合や市場での使用割合が小さいことから、引き続き適用除外とする。

① ウインド形および冷房専用エアコンディショナー

- 窓枠に設置する一体形のウインド形及び冷房専用エアコンディショナーについては、出荷台数が増加しているが、エアコン全体の総消費電力量に占める割合は限定的である。
※出荷台数の推定（2018年度）約216千台（2005年度：約92千台）

② 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とするもの

- 冷房は電気で行い、暖房の熱源にガス・石油等の燃焼熱を利用する複合商品であり、以前出荷されていたものの現在は出荷されていない。また、測定方法も確立されていない。
※出荷台数の推定（2018年度）0千台（2005年度：約4.4千台）

③ 高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム

- 高気密・高断熱住宅向け専用であり、排気と吸気との間の熱交換機能を有するなど評価方法はまだ確立されていない。
※出荷台数の推定（2018年度）約2.5千台（2005年度：約3.5千台）

④ ソーラー専用エアコン（太陽光発電用のエアコン）

- ソーラー専用エアコンは、電源供給部等も含め専用の設計をしたものであり、以前出荷されていたものの現在は出荷されていない。
※出荷台数の推定（2018年度）0千台（2005年度：0千台）

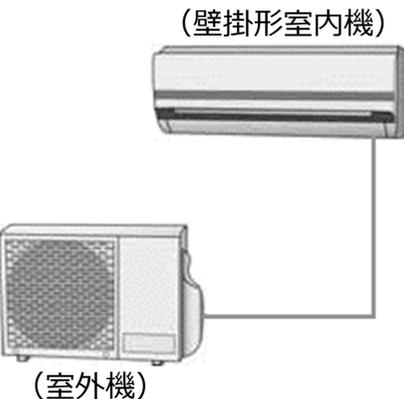
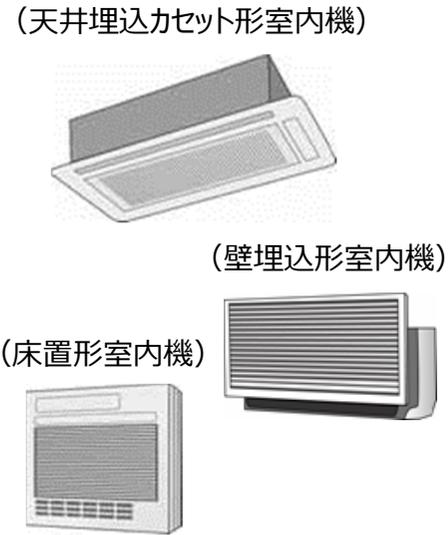
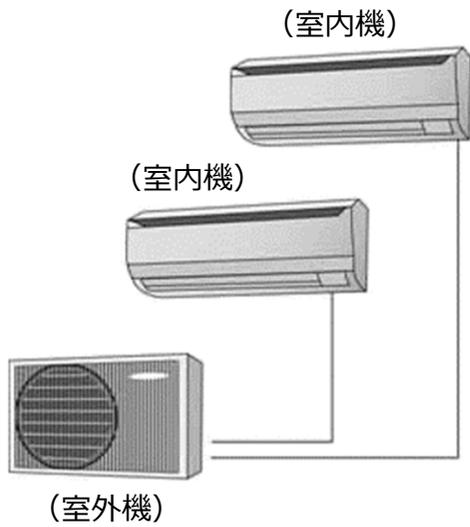
⑤ 多機能ヒートポンプシステムエアコン

- エアコンのヒートポンプシステムで取り出した温水による床暖房等の機能を有するシステムで、普及が期待されたが、ここ数年は出荷台数が停滞している。
※出荷台数の推定（2018年度）約14千台（2005年度：2.0（千台））

2. 次期基準における対象範囲

- 次期基準の対象範囲は現行の対象範囲の通りとする。
- なお、壁掛形以外及びマルチタイプのエアコンについては出荷台数が減少しているため、基準値は据え置くこととする。

次期基準の対象範囲

用途		冷暖房兼用かつセパレート形		
		シングル(1対1)		マルチ
種類		壁掛形	壁掛形以外	
イメージ		 <p>(壁掛形室内機) (室外機)</p>	 <p>(天井埋込カセット形室内機) (壁埋込形室内機) (床置形室内機)</p>	 <p>(室内機) (室内機) (室外機)</p>
出荷台数	2018年度	943.5万台	10.3万台	6.1万台
	2005年度	730.0万台	11.3万台	6.8万台